

一般財団法人双仁会 看護師等修学資金貸与実施要項

(目的)

第 1 条 この要綱は将来一般財団法人双仁会（以下「当財団」という）の経営する病院においてその業務に従事しようとする者に修学に要する資金（以下「修学資金」という。）を貸与し、看護師等を育成することを目的とする。ここでいう看護師等の「等」とは、薬剤師・放射線技師・リハビリテーション・臨床工学技士等の看護師以外の職種を指す（以下看護師を含めたその他職種について「看護師等」という）。

(実施主体)

第 2 条 修学資金の貸与は、当財団が行うものとする。

(貸与の対象者)

第 3 条 修学資金の貸与を受けることができる者は次の要件をすべて満たす者とする。

- ① 看護師等を養成する学校に在学、又は入学を予定する者。
- ② 卒業後に看護師等として当財団に従事する意思がある者。
- ③ 学業優秀な者。
- ④ 家庭の経済状況等から、真に本修学資金等の貸与が必要と認められる者。
- ⑤ 当財団以外での修学資金の貸与を受けていない者。

(貸与条件)

第 4 条 修学資金の貸与を受けた者（以下「被貸与者」という）は資格免許取得後直ちに、修学資金貸与期間の年数に1年を加えた期間を当財団の経営する病院に勤務しなければならない。

- 2 修学期間中は在学証明書と連帯保証人2名分の前年の源泉徴収票のコピーを毎年4月末日までに当財団に提出すること。また、年度途中で退学等の修学状況に変化があった場合には、速やかに当財団に連絡を入れ、必要な手続きを行うこと。なお、厚生看護学校の学生については当財団から在学状況について照会をかける。

(貸与額と貸与期間)

第 5 条 修学資金の貸与額、貸与期間は下記のとおりとする。

貸与額月額 50,000円

貸与期間 1年単位で申請し、最長で6年間までとする。

※但し准看護師資格養成課程は最長2年間、看護師資格養成課程は最長4年間、薬剤師資格養成課程は最長6年間とする。

(貸与条件からの除外期間)

第 6 条 第4条1項に示す「修学資金貸与期間の年数に1年を加えた期間」から、当財団就業規則にある産前産後休業、育児休業、介護休業、子の看護休業、介護休暇期間は

除外する。

- 2 貸与の休止期間があっても、第12条(3)及び同条2項が理由であった場合は、その休止期間は「修学資金貸与期間の年数に1年を加えた期間」から除外しない。

(連帯保証人)

第7条 被貸与者は、被貸与者に代わり債務の返還を行うことのできる者を連帯保証人として2名立てなければならない。なお、被貸与者が未成年者の場合、1名は貸与を受けようとする者の法定代理人(親権者)を連帯保証人として立てることとし、もう1名は生計を共にしない成人を立てることとする。また、契約書にある連帯保証人は独立の生計を営み、修学資金返還の際は責を負うことができる者でなければならない。また、連帯保証人は被貸与者と連帯してその責を負うものとする。

ただし、被貸与者が児童養護施設等に入所している者であって、法定代理人を保証人として立てられないやむを得ない事情がある場合、児童養護施設等の施設長の意見書等により、保証人は法定代理人以外の者でも差し支えない。

- 2 連帯保証人の変更をしようとするときは、連帯保証人変更願(様式5)を提出し当財団の承認を受けなければならない。承認後速やかに連帯保証人届(様式4)に印鑑証明を添えて当財団に提出すること。なお、連帯保証人届の押印は実印とする。
- 3 連帯保証人は被貸与者が修学金を受けている期間中、当財団が連帯保証人の義務を果たせるか否かを判断するために、毎年4月末日までに前年の源泉徴収票のコピーの提出に同意すること。なお、当財団は得た情報について目的以外の使用はしない。

(貸与の申請)

第8条 修学資金の貸与を受けようとする者は、別に定める修学資金貸与申請書に必要事項を記載し、当財団理事長(以下「理事長」という)に申請しなければならない。

- 2 修学資金の貸与を受けようとする者は、修学資金貸与申請書(様式1)・修学資金貸与申請者意見書(様式2)・世帯全員の所得課税証明書の写し・世帯全員の住民票を添えて申し込むこと。

(貸与の決定および契約)

第9条 理事長は、前条の申請があったときは、予算の範囲内で貸与の可否及び貸与額を決定し、その旨を本人に文書にて通知するものとする。

- 2 前項の規定により貸与の決定通知書の交付を受けた者は、速やかに修学資金の貸与に関する契約書(様式3)と連帯保証人届(様式4)、被貸与者及び連帯保証人の印鑑証明、連帯保証人の前年の源泉徴収票のコピーを添えて契約を締結することとする。なお、被貸与者及び連帯保証人の押印は実印とする。

(貸与の実施)

第10条 修学資金は、毎月25日に実施する。ただしその交付日が規定される休日にあたるときは、その日前において最も近い平日を交付日とする。

(貸与の取消)

第11条 被貸与者が下記の各号に該当する場合は、貸与を取消す。

- (1) 看護師等を養成する学校を退学した場合。
- (2) 心身の故障のため、修学を継続する見込みがなくなった場合。
- (3) 学業成績又は素行が著しく不良と認められ、停学や留年の処分になった場合。
- (4) 被貸与者が留学した場合。
- (5) 修学資金の貸与を受けることを辞退した場合。
- (6) 複数の修学資金の貸与が確認された場合。
- (7) 死亡した場合。
- (8) その他貸与の目的を達成する見込みがなくなったと認められる場合。
- (9) 当財団に対し背信行為を行った場合。

以上の事象が生じた場合、速やかに修学資金辞退・休止届(様式6)当財団に届け出ること。なお、押印は実印とする。

(貸与の休止)

第12条 被貸与者が下記の号に該当する場合は、当該事由の生じた日の属する月の翌月から復学した日の属する月の分まで修学資金の貸与を休止する。

- (1) 被貸与者がやむを得ない事情により、留年となった場合。なお、留年した期間は修学資金の貸与は休止とし、進級した年から再開する。
- (2) 被貸与者がやむを得ない事情により、休学となった場合。
- (3) 届け出手続きを再三に渡り遅延し、誠実に行わないことが確認できた場合。
- (4) 貸与の休止に該当した場合、速やかに修学資金辞退・休止届(様式6)を当財団に届け出ること。

- 2 正当な理由がなく連帯保証人の源泉徴収票のコピーが提出期限までに提出されなかった場合は、それが提出されるまで一時休止する。それが提出されれば提出月の翌月から貸与を再開する。なお、休止期間の未貸与分の修学資金は遡って貸与されない。また、その提出が3ヶ月以上の遅れが生じた場合、第11条(9)に則り貸与の取消を行う場合がある。

(返還債務の免除)

第13条 被貸与者が第4条に規定する期間を当財団の経営する病院に従事したときは、貸与を受けた修学資金の返還を全額免除する。

- 2 被貸与者が第4条に規定する期間中に、業務上の理由により死亡、又は業務に起因する疾病により業務を継続することができなくなったときは、修学資金の返還を全額免除する。

(返還)

第14条 被貸与者は、下記の各号に該当する場合は貸与を受けた修学資金を一括返還しなければならない。なお、返還期日は通知を受けた日から30日以内とする。

- (1) 看護師等を養成する学校を退学した場合。なお、准看護師資格取得後、看護師養成校への進学を断念した場合もこれに該当する。
- (2) 看護師等を養成する学校の卒業年度に資格免許を取得できなかった場合。
- (3) 第5条に規定する病院に勤務しなかった場合。
- (4) 第5条に規定する従事期間に勤務が満たない場合。なおこの場合には、要従事年数と非従事年数とを按分した額の免除とし、差額を一括して返還するものとする。
- (5) 貸与契約書に虚偽が記されていたことが発覚した場合。
- (6) 貸与を辞退した場合。

(延滞利息)

第15条 被貸与者及び連帯責任者が正当な理由がなく返還期日迄に一括返還しなかった場合、又は当該期日の翌日から起算して返還された日までの日数に応じ、返還すべき額につき年5%の割合で計算した延滞利子を支払うものとする。

(届出)

第16条 被貸与者または連帯保証人は、貸与契約期間中及び第4条1項の期間に、下記の各号の一つに該当する場合には、その旨をすみやかに当財団に届け出なければならない。

- (1) 被貸与者が修学資金の貸与を受けることを休止あるいは辞退する場合。
(様式6)
- (2) 被貸与者の住所または氏名及び連絡先に変更が生じた場合。(様式7)
- (3) 連帯保証人の住所または氏名及び連絡先、勤務先に変更が生じた場合。
(様式4)
- (4) 連帯保証人が、死亡、失踪、破産等連帯保証人として不適正となり、新たな連帯保証人を決定した場合。(様式4・5)

(その他)

第17条 本要綱に定めのない事項に疑義が生じたときは、当財団の指示するところによるものとする。

附 則

本要綱は令和元年10月25日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

以上